

令和2年3月25日

川西市議会議長

秋 田 修 一 様

総務生活常任委員長

福 西 勝

### 委 員 会 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、別紙のとおり決定したので、会議規則第101条の規定により報告します。

総務生活常任委員会における審査の経過と結果について（審査日：令和2年3月4日）

1. 議案第2号 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び兵庫県市町村職員退職手当組合同約の一部を変更する協議について

**議案の概要**

本案は、中播農業共済事務組合が兵庫県市町村職員退職手当組合から脱退することに伴い、規約の変更を行う協議について、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めようとするもの。

**質疑の概要**

問 今回の脱退は、本年4月の兵庫県全域を事業区域とする兵庫県農業共済組合の設立に伴う解散が背景にあるが、今後、同様の動きが生じると退職手当組合の運営に影響することも懸念されることから、他の構成団体の動向について伺いたい。

答 現時点の情報としては、当該組合以外の脱退は聞いていない状況である。

**特記事項** なし

**審査結果** 原案可決（全員賛成）

2. 議案第3号 川西市市民体育館等整備に伴うPFI事業に係る事業契約の変更について

**議案の概要**

本案は、川西市市民体育館等整備に伴うPFI事業に係る事業契約について、契約金額を変更するにつき、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定により議会の議決を求めるもの。

**質疑の概要**

問 今回の変更は、物価変動等によるサービス購入費を事業契約に基づき見直すものであるが、本案では見直しに用いる物価指標を年度平均としているのに対し、次の議案第4号では5月確報値としていることから、これらの取り扱いが異なる理由について伺いたい。

答 見直しに用いる物価指標については、特に国の法令等に定めがなく、本市ではPFI事業ごとに、事業契約条項に基づいて、相手方と協議の上、採用する指標を決定することとなる。

議案第4号の低炭素型複合施設整備に伴うPFI事業に係る事業契約で5月確報値を採用しているのは、指標が変動しやすい年度当初や賞与支給月を避け、比較的安

定している月を選択しているものであるが、今後は、市として取り扱いを統一するための検討も必要であると考えている。

**特記事項**

議案質疑資料あり（１．契約金額の変更の内容の詳細それぞれについて ほか）

**審査結果** 原案可決（全員賛成）

**3. 議案第4号 川西市低炭素型複合施設整備に伴うPFI事業に係る事業契約の変更について**

**議案の概要**

本案は、川西市低炭素型複合施設整備に伴うPFI事業に係る事業契約について、契約金額を変更するにつき、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定により議会の議決を求めるもの。

**質疑の概要** なし

**特記事項**

議案質疑資料あり（１．契約金額の変更の内容の詳細それぞれについて ほか）

**審査結果** 原案可決（全員賛成）

**4. 議案第5号 川西市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について**

**議案の概要**

本案は、本市における行政課題に柔軟かつ適切に対応するため、事務の移管等を行う必要があることから、議会の議決を求めるもの。

**質疑の概要**

問 規則で総合政策部企画財政課の分掌事務となっている市の未利用地活用については、本改正に伴い総務部に新設する資産マネジメント課に移管するとのことであるが、その理由を伺いたい。

答 市が所有する未利用地の活用は、かねてから行財政改革の部門が担当しており、近年は総合政策部が事務を所掌してきたが、公有財産の売却等を行う総務部の知見を活かすとともに、類似の業務を一本化することで効果的かつ効率的な事務執行が図れると判断し、今回の改正に至ったものである。

問 本案によって広聴に関する事項などが総合政策部に移管され、近年は事務分掌が同部に集中する傾向が見受けられるが、これに対する市の見解を伺いたい。

答 広聴に関する事項の移管は、情報発信と情報収集の一元化が市政推進に重要である

という観点に加え、現在の市民環境部生活相談課に寄せられる要望等が市政全般に関する内容となっており、回答には全庁的な調整が必要であることなども考え合わせて、今回の改正を判断したものである。

**特記事項** なし

**審査結果** 原案可決（全員賛成）

## 5. 議案第6号 川西市財政健全化条例の制定について

### 議案の概要

本案は、本市における財政運営の基本原則を定めることにより、市政運営の基盤となる健全な財政運営を自律的に行うことを目的とした条例を新たに制定しようとするもの。

### 質疑の概要

問 第12条において、健全基準値として定める値を基金確保比率は5%以上、実質公債比率は15%以下としているが、これらの数値を具体的に設定するに至った市の考え方を伺いたい。

答 それぞれの値は、あくまで健全な財政状況を確保するための最低基準という認識のもと設定している。

具体的な数値として、基金確保比率については、阪神・淡路大震災時において緊急的に必要となった一般財源が約15億円であったことを念頭に置いて、標準財政規模に対する比率を算出のうえ5%と設定している。

また、実質公債比率については、本市の最新数値は10.7%であるが、これが18%を上回ると国の制度として起債に県知事の許可が必要となるため、それ以前に適切に対応すべく国基準よりも厳しい15%を基準値として設定したものである。

問 震災時を参考に基金確保比率を定めるということであるが、大雨等による災害が当時より頻発している近年の状況を考慮すると、15億円では不安を感じる面もあることから、これに対する市の見解を伺いたい。

答 算出に当たっては、阪神・淡路大震災当時だけでなく、近年の大雨等で被災した自治体の例も参考にしており、最終的には特別地方交付税等の国費により補填されるが、それまでの間は、5%程度の範囲内で一時的な負担が何とか賄えるといった実態を確認しており、こうした調査結果を踏まえて、基準値を設定するものである。

問 第13条では、決算で健全基準値を満たさない場合は、翌々会計年度に方策を示すこととなっているが、市の積極的な姿勢を明確にするためにも、災害等により年度途中に大きな財政負担を強いられた場合などには、即座に対策が講じられるような条項

を追加してはどうか。

答 危機的状況に陥らないため本条例を制定するものだが、仮に基金が15億円に満たない事態となる場合には、当然のことながら収支均衡が図られていない状況にあるため、直ちに基金残高を回復させることは困難であり、現実的には、相当厳しい計画となるが、複数年かけて収支改善を図り、基金への積み立てが可能となるような取り組みを進めることとなる。本条例は、市として将来にわたって実現可能なルールをつくるという考えから、決算年度から見ると、具体的な方策を実行するのは翌々年度になるため、これを規定しているものである。

問 第8条では、使用料等や市税の減免を別に定める基準に基づき適宜見直すと規定しているが、この基準や見直しのプロセスなど、詳細について伺いたい。

答 条例では、見直しの手法等にかかる細かな内容は規定していないが、具体的な取り扱いについては、既に行財政改革審議会に諮問しており、その結果を踏まえて受益者負担等の基準を策定していくことになると考えている。

答 使用料等を見直す場合には条例改正が必要となるため、今後、審議会の答申を踏まえて検討を進めるとともに、議会との議論を経ながら、最終的には、しかるべき時期に使用料等にかかる条例の改正案を議会に提出する流れを想定している。

特記事項 なし

審査結果 原案可決（全員賛成）

## 6. 議案第7号 川西市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

### 議案の概要

本案は、昇格時と降格時との不均衡を解消するため、職員を降格させる場合の降格後の号給の決定方法を見直すとともに、給与制度の適正化の観点から、管理職員特別勤務手当の支給を見直すため、条例の一部を改正しようとするもの。

### 質疑の概要

問 今回の改正は降格時における給与の減額を定めるものであるが、議案として提出するに当たり、職員団体に対する事前説明と交渉は実施したのか伺いたい。

答 職員団体とは昨年11月に説明及び交渉を行い、合意を得ている。

問 降格の事由には、勤務成績のほかに介護などの家庭の事情があるが、こうした事由に対しても本条例を機械的に適用することになるのか伺いたい。

答 家庭の事情等による降格について、職員から相談を受けた場合には、介護休暇など

他制度の活用も含めて十分な説明を行い、本人が適切な選択ができるよう丁寧に対応しているところである。
<b>特記事項</b> 議案質疑資料あり（１、変更内容の新旧比較表について ほか）
<b>審査結果</b> 原案可決（全員賛成）

7. 議案第8号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

<b>議案の概要</b> 本案は、会計年度任用職員制度の導入に伴い、報酬が日額で定められている職員の補償基礎額の規定に加え、給料が支給される職員の補償基礎額の規定を新たに整備しようとするもの。
<b>質疑の概要</b> 問 本改正は、本年4月からの会計年度任用職員制度の導入に伴うものと認識しており、フルタイム職員は今回の改正で市の公務災害補償が適用されることとなるが、パートタイム職員の処遇について伺いたい。 答 給付の種類が報酬のパートタイム職員については、既に現行条例において規定があり適用対象となっている。一方、フルタイム職員は、これまで規定がなかったため、今回の改正により追加するものである。
<b>特記事項</b> なし
<b>審査結果</b> 原案可決（全員賛成）

8. 議案第9号 川西市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について

<b>議案の概要</b> 本案は、大学等における課程の履修又は国際貢献活動を希望する職員に対し、職員としての身分を保有したまま職務に従事しないことを認める休業制度を導入するため、条例を制定しようとするもの。
<b>質疑の概要</b> 問 議案質疑資料では、本制度を利用する職員の代替として会計年度任用職員を配置する方針が示されている。直前の申請に対しては、募集などの対応が難しいと考えるが、申請期限の取り扱いについて伺いたい。 答 申請期限は原則1カ月前と規定する予定である。現在、育児休業や療養休暇等にかかる臨時職員の対応を行っており、その状況から、募集等の手続きを経て、支障なく

職場に配置することは可能と考えている。

問 第10条では、「職員としての職務に特に有用であると認めるもの」については、100分の100以下の換算率による期間を引き続き勤務したものとみなし職務復帰後に号給を調整できるとの規定があるが、その有用性を誰がどのように判断するのか。

答 有用性の判断は各任命権者に委ねられるが、本制度における活動や体験は、職務に有用であることが前提となるため、国の制度に準じて規定は置くものの、現実的には、条文後段の100分の50を適用することなく、制度運用を図っていきたいと考えている。

問 付則において新たに第15条の3を加え、自己啓発等休業中の職員には給与を支給しないとしているが、公務員の身分を有しながら生活費を得るための兼業は認められるのか。

答 国の取り扱いも同様であるが、届出等の手続きを要するものの、制度としては、必要に応じて兼業が可能となっている。

問 当該休業制度は、同一人物が複数回取得することは可能なのか。

答 国や他の自治体では、大学等課程の履修は職務復帰後5年程度の期間を経た上で認める取り扱いとし、国際貢献活動については1回限りとする例が多いことから、本市においても同様の取り扱いを想定して検討している。

#### 特記事項

議案質疑資料あり（1. 自己啓発等休業に関する「代替職員」の配置に関する考え方について）

審査結果 原案可決（全員賛成）

### 9. 議案第10号 川西市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

#### 議案の概要

本案は、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」の制定に伴い、印鑑登録の除外規定の一部を変更するため、条例の一部を改正しようとするもの。

#### 質疑の概要

問 本案により成年被後見人が欠格者から除外されること自体は喜ばしいが、反面、重要な取引等においてトラブルに巻き込まれないかが懸念される。この点について、市

の考えを伺いたい。

答 登録申請には基本的に法定代理人の同行が必要であり、法定代理人が登録可能と判断し、了承のもとで手続きが行われるため、トラブルに巻き込まれるといった事案は生じないものと考えている。

特記事項 なし

審査結果 原案可決（全員賛成）

## 10. 議案第15号 令和元年度川西市一般会計補正予算（第5回）

### 議案の概要

第1表 歳入の全部。歳出第2款総務費のうち第1項総務管理費第7目公共施設マネジメント費を除く全部。第3款民生費のうち第1項社会福祉費第2目人権推進費。第4款衛生費のうち第1項保健衛生費第6目上水道費及び第3項清掃費。第6款農林業費。第7款商工費。第8款土木費のうち第3項都市計画費第4目下水道費。第9款消防費。第12款、第1項公債費のうち第1目元金 災害援護資金償還事業を除く全部。

第2表 繰越明許費補正

第3表 地方債補正

### 質疑の概要

(1) 第1表 歳入

① 第22款 諸収入

問 1268万3000円が計上されている阪神北広域こども急病センター管理運営費負担金返還金の詳細について伺いたい。

答 当該負担金については、歳入・歳出を明確化するため平成28年度の契約より精算方法をこれまでの相殺から翌年度精算に変更しているもので、今回計上しているのは平成30年度分にあたる。今後も毎年同様の精算方法で取り扱う予定である。

(2) 同 歳出

① 第7款 商工費

問 商工振興事業において「負担金、補助及び交付金」を3億円減額しようとしているが、議案質疑資料によると、消費税率引き上げ後の消費活性化策として実施したプレミアム付商品券の申請者数が当初の見込みより大幅に少なかったとのことである。こうした状況を踏まえ、市として、当該事業の目的が達成された認識しているのか伺いたい。

答 当該事業は、国の制度設計に基づくものであるため、この申請者数を市として評



<p>価することは困難であるが、商品券の利用は少なからず消費税率引き上げによる消費の落ち込みを緩和し、地域における消費の下支えになったと認識している。</p> <p>問 マイナンバーカードの活用による消費活性化事業において、国の事業設定の抜本的な見直しに伴い、事業費754万円を減額補正するとのことであるが、この見直し内容について詳細を伺いたい。</p> <p>答 もともと同事業は、自治体がプレミアム分としてポイントを付与することにより、自治体内での買い物を促すことが狙いであったが、国が全国的に使用可能なポイント制度に方針転換したのが抜本的な見直しの主な内容となっている。</p> <p>(3) 第2表 繰越明許費補正 なし</p> <p>(4) 第3表 地方債補正 なし</p>
<p><b>特記事項</b></p> <p>議案質疑資料あり（1、商工費負担金・プレミアム付き商品券負担金2億4,000万円減、商工費補助金・プレミアム付商品券事業費補助金6,000万円減の要因についてほか）</p>
<p><b>審査結果</b> 原案可決（全員賛成）</p>

11. 議案第18号 令和元年度川西市農業共済事業特別会計補正予算（第1回）

<p><b>議案の概要</b></p> <p>令和2年4月1日から、農業共済事業が兵庫県農業共済組合により実施されるに当たり、川西市農業共済事業基金を同組合に引き継ぐための負担金の追加及び人件費の減額補正。</p>
<p><b>質疑の概要</b> なし</p>
<p><b>特記事項</b> なし</p>
<p><b>審査結果</b> 原案可決（全員賛成）</p>

12. 議案第20号 令和元年度川西市用地先行取得事業特別会計補正予算（第2回）

<p><b>議案の概要</b></p> <p>用地購入費及び市債の減額補正と、土地売却収入の増額による減債基金への積立金の増</p>
--

額及び公債費の減額補正。
質疑の概要 なし
特記事項 なし
審査結果 原案可決（全員賛成）

13. 請願第1号 「選択的夫婦別姓の導入へ、一日も早い民法改正を求める意見書」を国に上げることを求める請願

<p><b>請願の趣旨</b></p> <p>国連SDGsの17項目にもあるように、暮らしと平和、ジェンダー平等を求めるうねりが、世界中に広がっており、昨年末に発表された男女平等度ランキング（世界フォーラム）では、日本は世界153か国中、121位と、前年の110位から大きく順位を下げた。世界中で経済が悪化している中、全体では男女格差の解消に向けて努力されているのに、残念なことに日本は逆行しており、その要因の一つに、法制度の遅れが指摘されている。</p> <p>別姓を望む人に、その選択を認める選択的夫婦別姓制度の導入を求める声はますます切実で、提訴が相次ぎ、世論調査でも賛成が反対を上回っており、世界で夫婦同姓を法律で義務付ける国は、日本だけである（2015年政府答弁）。国連女性差別撤廃委員会は繰り返し、同姓強制は「条約違反」として、法改正を勧告しており、国は、別姓を選択する自由を認める選択的夫婦別姓制度の導入を求める声にこたえ、実現すべきであることから、選択的夫婦別姓制度の導入へ、民法改正を求める国への意見書を提出するよう求める。</p>
<p><b>特記事項</b> 請願者の発言申出による趣旨説明あり</p>
<p><b>審査結果</b> 採択（賛成多数）</p>